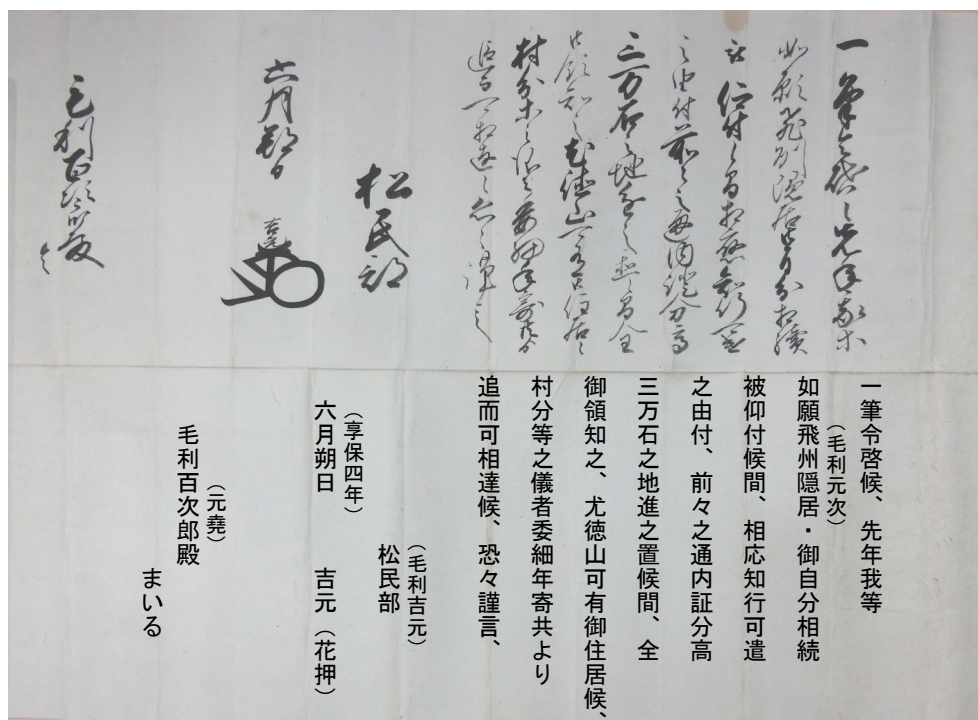




「毛利吉元書状」(徳山毛利家文庫「木箱別置」6-5(6の1))



藩の断絶と文書・記録 その1

《徳山藩と徳山毛利家文庫》

徳山藩は、元和3年(1617)、萩藩初代藩主毛利秀就が、弟の就隆に3万石を分知したことにはじまり、寛永11年(1634)に幕府の公認を得て成立した、萩藩の支藩です。当初は下松に居を構えていましたが、慶安元年(1648)、徳山(現周南市)に移転しました。

3代藩主毛利元次の治世であった正徳6年(1716)、本藩・萩藩との諍いが幕府をも巻き込む騒動に発展し、徳山藩は改易、所領は萩藩へ編入、元次は遠く出羽国新庄藩(現山形県新庄市)へお預けの身となりました。

享保4年(1719)、元次の子息就堯(なりたか)に旧領・徳山での御家再興が認められ、それ以降、明治4年(1871)に山口藩に合併されるまで存続しました。

昭和38年(1963)、藩主であった徳山毛利家に伝来した文書・記録が当館に寄託されました。当館ではこれを徳山毛利家文庫として、現在19,000点余を公開

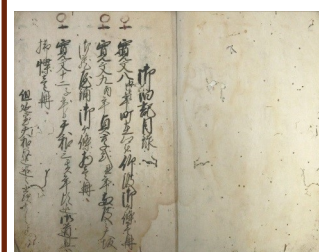
しています。時代は分知当初のものから、近代までのものを含みます。

徳山毛利家文庫は質・量ともに豊かである一方、正徳6年の藩断絶以前の文書・記録が少ないという特徴があります。藩の断絶という非常事態の中で、大量の文書を保存・管理していくことは非常に難しかったことでしょう。

しかしこのことは、先例を重視する江戸時代にあつては、著しい欠陥と言わざるをえません。そのため徳山藩には、残った文書・記録を大切に保存すると共に、藩断絶前の状況を残そうと努めた形跡が窺えるのです。

《「木箱別置文書」》

徳山毛利家文庫を形態で大別すると、冊子形態のものと一紙物形態のものとがあり、そのうち一紙物形態のものの中には木箱におさめられた文書群があります。そうした以前からの保存・管理の秩序を尊重し、公開するにあたってはこれらを「木箱別置文書」と名付けました。多数の文書が他



「古記目録」
(徳山毛利家文庫「目録」5)

藩断絶前の文書・記録の目録。記録類は「金印」「石印」など8箱に収められていたようです(「別箱」に移されたものもあり、全9箱)。「御旧記目録」にも書かれています。

文書類は「古御内書類之覚」とあるものの、将軍からの御内書のみならず、老中奉書なども含まれています。

藩断絶前文書・記録の管理の様子的一端が窺えます。

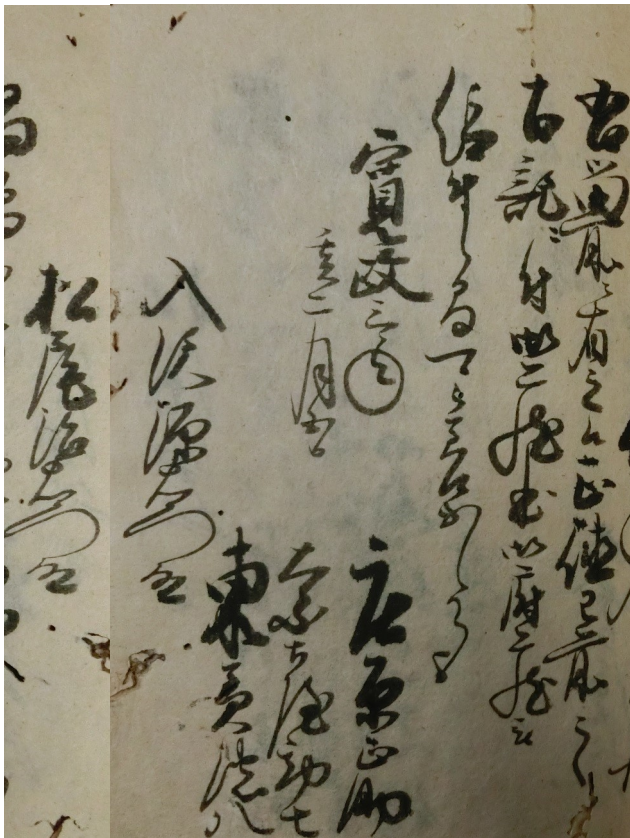
の文書に紛れないようにするため、木箱に収められたのでしよう(一部混在も見られます)。

この「木箱別置文書」の中には、正徳6年の藩断絶前と享保4年の藩再興関係の文書が、複数の箱に収められています。箱の表には「御内書・御奉書并御書附類」(徳山毛利家文庫「木箱別置」1)などと書かれ、収められた文書がわかるようになっていました。なお、ここには將軍からの書状や老中などの奉書(シートNo.8参照)、幕府からの指令書が収められていました。中には「古代御内書類」(同「木箱別置」2)と表記しているものもあります。断絶前の文書を「古代」と表現しているのです。こうしたことは目録類にも表れていて、「古記目録」(一部に藩断絶中の文書を含む。前頁コラム参照)では、断絶前の文書・記録を「御旧記目録」や「古御内書類之覚」と、「旧」や「古」の文字を入れて分類しています。つまり、徳山藩では藩再興以前と以後との文書を明確に区別していることが窺えるのです。

《「御勘渡奉書留」の管理》

「御勘渡奉書留」は藩が家臣らに対して禄などとして支払った米銀を記したものです。支給先には藩主の親類や家族なども含まれています。「徳山毛利家文庫」にはこのシリーズ名で36点を公開しています。その大半が断絶前のものであるという、珍しいタイプのシリーズです。

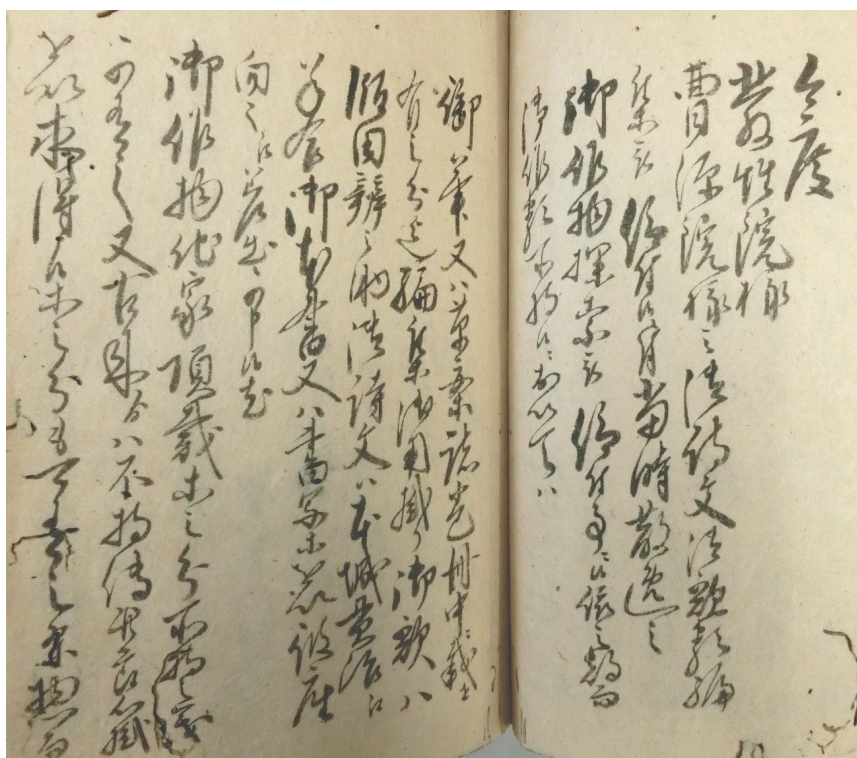
寛政3年(1791)、藩はそれまで「留所」にあった「御家来中知行勘渡奉書」18冊を御蔵本の「御府蔵」へ移しました。理由はそれらが「古記」であるためです。下の表は移された冊子の一覧ですが、やはりすべてが断絶前の記録類でした。御蔵本の蔵には徳山藩の「譜録」も収められていたと言われています。つまり今回の措置は、藩にとって重視すべき文書・記録類を保存・管理していたであろう御蔵本の蔵へ、「原課」である留所から古い重要な記録を移管した、と見ることもできます。藩の断絶を乗り越えて残された文書・記録の保存・管理されるひとつの姿が垣間見えます。



留所から御蔵本御府蔵へ移された「御家来中勘渡奉書」18冊の年代と冊数の内訳→

年	冊数
貞享元	1
貞享4	1
元禄元	2
元禄6	1
元禄7	1
元禄9	1
元禄12	2
元禄14	1
元禄15	1
元禄16	1
宝永元	1
宝永3	1
宝永5	1
宝永6	1
宝永7	1
正徳4	1

右、留所ニ有之候正徳已前之
古記ニ付、御蔵本御府蔵被
仰付候間可被差出候、已上、
寛政三年
亥二月五日
入沢源右衛門殿
(朱雅)
(直見)
松尾治右衛門殿
庄原正助
(信清)
奈古屋勘七
(維貞)
東美濃八
(温光)



「御手紙控」寛政2年5月20日条(徳山毛利家文庫「御手紙控」211)



22

ツナグ・ノコス ②

藩の断絶と文書・記録 その2

ここでは、徳山藩が失われた藩断絶前の情報を収集・管理し、後世に伝えようと努めた事例を、徳山毛利家文庫から紹介します。

《「逸史」の編纂》

「逸史」は59冊が現存しています。内容は、大永3年(1523)から藩断絶直前の正徳5年(1715)までです(年紀がわかるもの)。請求番号1から14までは、「元丸様御目見記」のように事象ごとの記録を、15から58までは編年で記されています(59は役人年表)。前者のグループには筆写年が記されているものがあり、それによれば文政3年(1820)を皮切りに、同4年から5年には集中的に筆写されたことがわかります。筆写者(作成者・所蔵者)は記録所です(より詳しく記録所密用方と書かれているものもあります)。

「逸史」は、藩士各家などに伝存していた記録を借用して作成されました。前者のグループは記録をそのまま筆写しました。一方後者のグループは、複数の記録を用

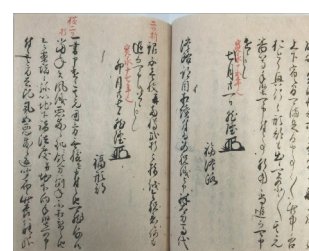
いて作成し、しかも記事の典拠(原典)が示されています。例えば「福岡豊宣拔書」から引用した場合、その冒頭の右肩などに「豊」と朱書きや墨書されます。

「逸史」というタイトルから、失われた藩断絶前の歴史を明らかにしようとする意思が感じられます。

《「福岡隆廉自記」の筆写》

原初の表題は「公用日記」などとなっていますが、藩において筆写され複数冊を合綴した際に「福岡茂左衛門隆廉自記写」と名付けられました。現在19冊が残っています。

時代は天和2年(1682)から元禄4年(1691)までで、徳山藩2代藩主毛利元賢と、3代藩主元次の初期にあたります。日記の記述者は福岡隆廉(1631～1723)。天和元年に藩主の表の場における世話役のトップ・御居間都合役に就き、藩主の身の回りで起きた出来事を日記に記しました。とりわけ2代藩主元賢は幼年で藩主となりながら若くして没してしまった



「御書御判物控」

徳山毛利家文庫「御書御判物控」も、その大半は断絶前の文書類(毛利元就や輝元、徳山藩主の書状類その他)を収集したものです。全3冊。徳山藩所有の文書にとどまらず、家臣や領内寺社など、多方面へ調査の手を伸ばし、収録しています。文書の形状や所有者なども朱書きで記されます。

成立の詳細は不明ですが、「逸史」の記事も抜き出されていることから、文政頃のものではないかと考えられます。

め、彼に関する記録は非常に少なく、この日記はその欠を大いに補ってくれます。

この日記がいつ頃筆写されたのかはよくわかっていません。しかし、下の写真にあるように、原本の虫損まで記し、忠実に筆写しようとした意図が窺えます。

《断絶前文書類の収集》

藩は、藩断絶前に発給された文書類の情報収集にも乗り出しています。

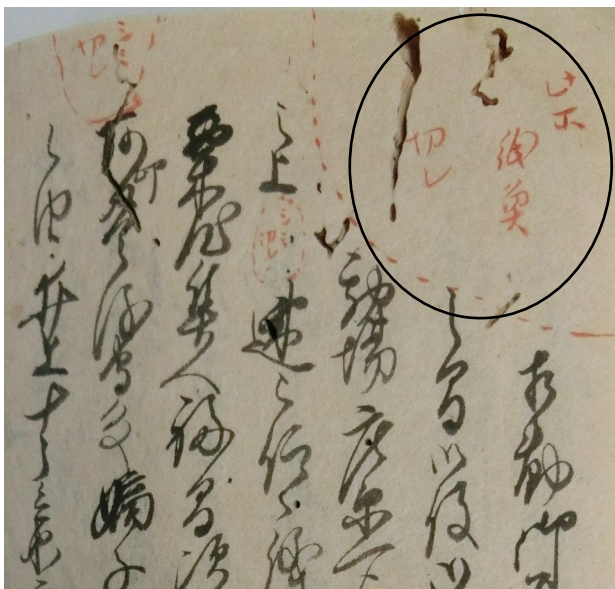
例えば寛政2年(1790)、藩士に対して「譜録」の作成・提出を命じました。「譜録」には藩士の歴代当主やその家族、藩士になって務めた役職などを記すのですが、その中には藩主や藩から与えられた文書について触れる項目があります。そこには、初代藩主就隆以来、藩主から下賜された書状などに加え、正徳以前に藩から与えられた書面(書付や奉書)が伝来していればその文面を書き写し、文面の写のみを所持している場合には、そのことを注記して文面を書き写すよう指示しています。主君から

賜った書状類の重要性から写を出させることは理解できますが、正徳以前に藩が与えた書面までも写させていることは、藩が断絶前の文書をいかに重視していたかが窺えます。

《就隆・元次の詩文・歌類の収集》

これも寛政2年のことです。5月20日、藩は初代藩主就隆と3代藩主元次の詩文や歌類の編集を決定し、編集御用掛の飯田弁之助(歌担当)と本城貫治(詩文担当)に原本または写を提出するよう指示しました。2代元賢は若くして亡くなったので外されたものと考えられます(前頁上写真。また翻刻は下)。自家で拝領・伝来したものはもちろん、チャンスがあって入手したものも対象とし、出所は問わないということです。また、藩士のみならず、領内各階層にもこのことは通知されました。藩を挙げての調査・編集事業です。

この事例は文書・記録ではありませんが、作者が藩断絶前の藩主であることを重要視していることは、前述の事例と大きな違いはありません。このように藩では、断絶前の失われた情報の再構築をはかろうとしていたのです。



此所
紙魚
切レ

福岡茂左衛門隆廉自記写(「福岡隆廉日記」13)より。文字の欠損部分については、「此所紙魚切レ」「シミ切レ」と、紙を食する「紙魚(シミ)」によって欠損していることを朱書きで注記しています。

(表頁上写真の文書翻刻・太字部分)

今度

発性院様・
(毛利就隆)

曹源院様之御詩文・御歌類編

集被 仰付候二付、当時散逸之

御作物探索被 仰付事二候、依之都而

御作物所持候二おいてハ

御筆又ハ草案諸巻冊中二載せ

有之分迄編集御用掛り、御歌ハ

飯田弁之助、御詩文ハ本城貫治江
(範正)

承合、御本書又ハ書写等を以彼座

向々江差出可申候、尤

御作物他家頂戴等之分所持之義も

可有之、又古来よりハ不持伝、此節心掛

を以求得候等之分も可有之条、惣而

其出前二ハ拘らす事二候間、右類孰も

同様二相心得可申旁之趣、御家来中江

遂沙汰候、為御知如斯御座候、以上、

(以下略)



当館蔵・井原家文書の文書箱



23

ツナグ・ノコス ③

文書を「嗜置（たしなみおく）」

《「嗜置（たしなみおく）」》

「嗜む（たしなむ）」という言葉は、通常、「好んである事に心をうちこむ」あるいは「常に心がける」という意味で使われます（『広辞苑』）。ところが『新訂山口県方言辞典』では、「たしなむ」に、「大切にする、保存する」という意味を記しています。以下紹介するように、江戸時代の防長では、文書を大切に保存するという意味で「嗜置」を用いた例が確認できます。

《萩藩士能美家の例》

萩藩士能美家は、中世には安芸国能美荘（現広島県江田島市）を本拠地とし、水軍として活動する武士でした。永禄年間（1560年代頃）毛利氏傘下に入り、慶長5年（1600）の関ヶ原の戦い後は毛利氏に随って防長に移り住み、以後萩藩の大組士として活動しました。

元和8年（1622）2月、能美家当主・宣仍（筑後）が元古（内蔵丞）に家督を譲った際、2通の譲り状を作成しています。1通は家督とともに能美家がこれまで

毛利家（隆元以来）から発給された文書6通を譲ることを記したもので、もう1通は、かつての本拠地安芸国能美荘に関する文書4通（鎌倉・室町頃の文書）に関するものです。後者の文書について宣仍は、「これらは現在ではもう不用のものであるけれども譲り渡すので、『能々可嗜置事（よくよくたしなみおくべきこと）』と命じています（裏面写真）。

防長移住から20数年が過ぎ、かつての本拠地に関する文書はすでに何も効力をもたないものです。しかし能美家にとっては、家の歴史・由緒を物語る大切な証拠物でした。それゆえ宣仍は「嗜み置くべき」という言葉で、これらの文書を大切に保存し持ち伝えるようにと命じたのです。

《他家の文書を「嗜置」》

萩藩は、享保年間（1720年代）、藩士らに家伝の文書を提出させ「閥閥録」を編纂します。「閥閥録」には、各家の歴史を物語る鎌倉時代から藩政初期にいたる「御判物・御証文」―書状、奉書、感状、



閥閥録

萩藩士永田瀬兵衛（政純）が、5代藩主毛利吉元の命で享保5年（1720）6月から11年12月に編纂しました。全204冊。藩士を中心に足軽・中間（ちゅうげん）、百姓・町人、陪臣など1124家の所蔵文書を収録しています。収録文書は、鎌倉期から藩政期に及びますが、中心は元就～輝元・秀就時代のもので、毛利家以外の発給文書も多数収録されています。当館が『萩藩閥閥録』（全5巻と別巻）として刊行しています。

安堵状、宛行状などが多数収録されています。

ところが家によっては、自分の家以外の、他家の文書を持ち伝えている場合があります。「閲閲録」にはその理由として、例えば、男子無く家が断絶したため、その家の娘が嫁ぎ先に文書を持参したケース、ゆえあって当主が藩士身分を失い故郷を離れる前に、縁故を頼り文書を他家に預けたケースなどを記しています。家が絶えても、家の歴史を伝える文書の散逸は防ぎたい(「紛散いたし候ては恐れ多き儀」)、信頼できる家に委託して文書を伝え継いでもらいたい、という思いがそこにあったのです。

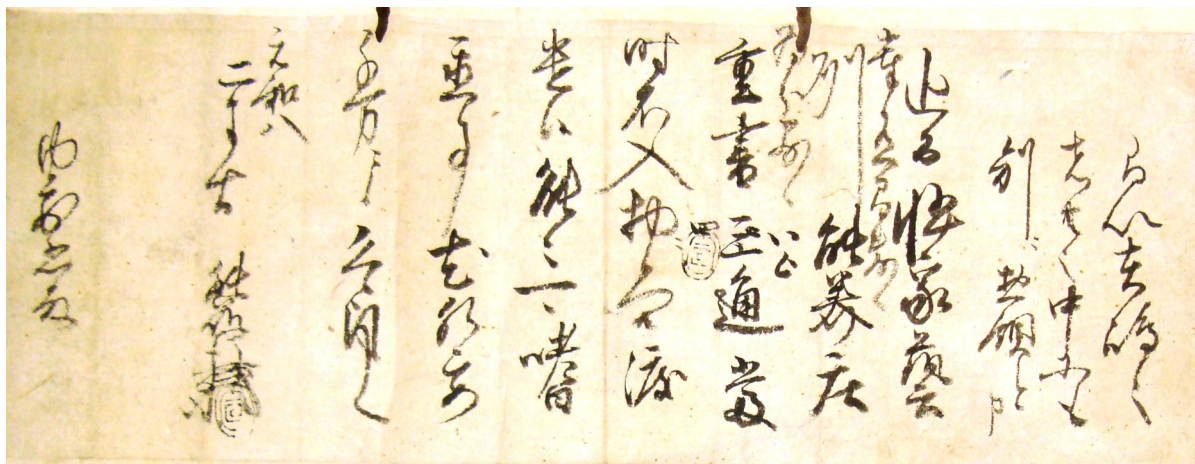
文書を預けられた側の家が、その文書を長く大切に保存していたことも注目されます。大組士山県小伝次は、母方の大和家断絶後も同家の文書を「私嗜置」と記し、同じく大組士三宅五郎左衛門も、親戚の孫右衛門家断絶後、同家の文書を「私家二嗜置候」と記しています。彼らも、「文書を大切に保存する」という意味で「嗜置」という言葉を使っているのです。

他家から委託された文書の多くは藩政期以前のものであり、その文書を持ち伝えることで何かの権利を継承するものではありません。それでもその文書を長く保存していたのは、文書を預けた家の信頼に応え、文書に対する思いを継承する気持ちからであったでしょう。

《萩藩士井原家の文書箱》

シート冒頭の写真は、元萩藩大組士の井原家で使われていた文書箱です。井原家は、この箱に江戸時代の御判物や奉書類など家の歴史に関わる重要文書を入れ保存していました。箱には「二十七年六月廿三日 井原家ヨリ預り引越二付」と記された貼り紙があります。井原家は、昭和27年(1952)に当主が萩を離れる際、文書の保存が難しくなり、一時親戚の奈古屋家に文書を預けていたことがありました。文書を預かった奈古屋家が箱に付した貼り紙はそうした経緯を伝えるものです(のち文書は返却されました)。家の歴史を物語る家伝の文書を他家に依頼して守ってもらう、そうしたあり方が昭和戦後まで続いていたことを示すケースです。

なお、当館諸家文書の中でも、例えば右田毛利家(旧萩藩一門)文書に、①阿川毛利家(旧萩藩一門)、②村上家(旧萩藩寄組)、③山田家(同前)の文書が、今川家文書に、①阿曾沼家文書(旧萩藩寄組)、②井原家文書(旧萩藩大組。上記井原家とは別家)の文書が併せて伝来しています。



能美宣仍(筑後)重書讓状

*能美家文書七・一四

尚在島之
者共之中にも
別二惣領と申
輩有間敷候
為分別候、以上

追而悴家芸

州能美庄

重書主通、当

四(印有り)

時不入物候へ共渡

遣候、能々可嗜

置事尤肝要

千万二候、恐々謹言

(一六三三)
元和八

二月十日 能 筑後

(花押・印)

内蔵丞殿



毛利家文庫76速記録の一部



24

ツナグ・ノコス ④

速記 ～口述を記録し、歴史に残す～

西洋文明を積極的に導入した明治期、西洋の速記を日本語に導入する試みも数多く行われました。とりわけ、明治14年(1881)にだされた、いわゆる「国会開設の勅諭」以後は、国会議事の記録の必要から、多くの人々が速記法を考案し、「〇〇式」とよばれるさまざまな速記法が工夫されました。

速記はもっぱら口述の場面での筆記用で、そのままでは一般の人には読めないことから、一般の記録用には、速記したものを、後に録音機が発明されてからの「テープ起こし」のように、もう一度文字に直す必要があります。そうして書き起こされたものが、筆記や新聞・書籍などの印刷物のかたちで、後世に残されることになりました。

《史談会・温知会》

代表的なものでは、明治維新期の記録化をはかろうと明治22年(1889)に島津・毛利ら6家で発足した「史談会」の速記記録があります。史談会は毎月一回会合し、古老の実歴談を聞きました。その内

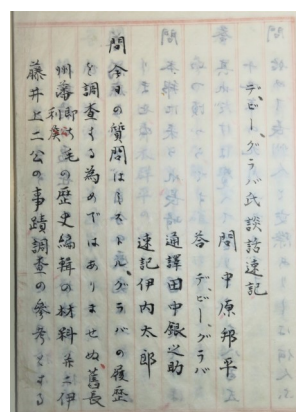
容は速記され、明治25年9月の第一輯から断続的に出版され、昭和に至っています。

史談会は明治30年にいったん開店休業状態となり、毛利家・島津家と水戸の徳川家・岡山の池田家が史談会を脱会しました。この脱会した4家に佐土原の島津家・熊本の細川家等を加えて新たに結成されたのが「温知会」で、明治44年からは速記者を入れて談話や発表を記録・出版し、昭和16年(1941)年まで続けました。

《彰明会・防長史談会・維新史料編纂会》

また同じころ、井上馨・山県有朋らをはじめとする薩摩・長州・土佐藩出身の元老・華族の有志たちは「彰明会」を立ち上げ、その立場から明治維新期の「史談」を記録し始めていました。「防長史談会」の発足も、ほぼ同時期の明治42年です。

彰明会は帝国議会の協賛を経て政府直轄の国家事業となり、明治44年に文



「デ・ビー・グラバ史談速記」
(毛利家文庫76速記録29)

長崎にある「グラバー園」で有名なトーマス・ブレイク・グラバー(1838～1911)は、開港間もない長崎にジャーディン・マセソン商会の代理店としてグラバー商会を設立し、日本茶や石油、武器等の貿易を行う一方、いわゆる「長州ファイブ」の渡航の手引き等をするなど、薩摩・長州や坂本龍馬などと深いつながりを持っていました。

写真は、毛利家編輯所の中原平がグラバーに対して行なった聞き取りの速記録です。

部省管轄で「維新史料編纂会」として新たに発足することになりました。

維新史料編纂会では、維新史研究の諸団体から寄贈された講演速記録を編集し、刊行しました。これらのことは、「史談」が「史料」と並んで、歴史編纂のための資料として重視されていたことを示しています。

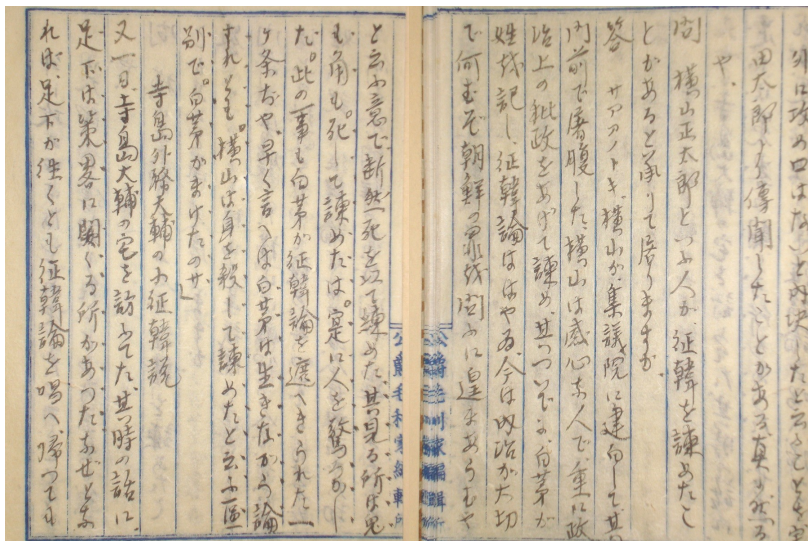
太平洋戦争後、維新史料編纂事業は東京帝国大学文学部史料編纂所へ継承されることとなり、担当職員とともに、稿本や史料類が東京大学文学部史料編纂所へ移管されました。

《毛利家文庫の速記資料》

当館の毛利家文庫には、この温知会や維新史料編纂会の速記録を含む、「76 速記類」と分類された資料群のほか、「75 維新記事雑録」等にも、口述速記をもとにした資料が散見します。「速記類」のなかには、毛利

家の藩史編修に従事した兼重慎一の談話速記録も、まとまった形で残っています。毛利家は、家史編纂の過程でも多くの人々の史談を聞き、速記録として残しました。速記録の多くは、幕末維新期を生きた人々の体験に基づく肉声の記録であり、その内容はもちろんですが、当時使われていた話し言葉や、話し方などその人物の人となりやうかがわせる記録としても、たいへん興味深いものです。今後は、そういった面からも重要な資料となるでしょう。

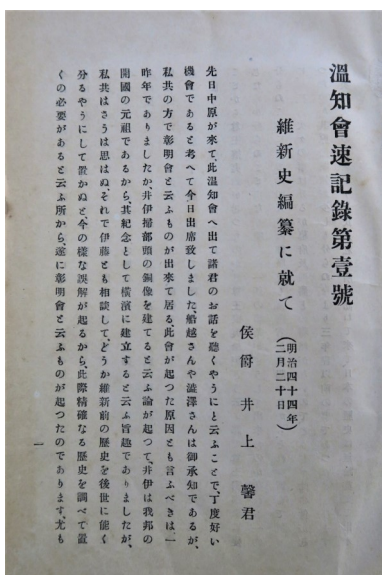
しかし、口述による「史談」と文字による「史料」の間には、往々にして記憶違いや筆写の間違いなどからくる齟齬がみられました。当初は「史談」と「史料」は同等の重みをもって扱われたようにみえますが、時を経過して当事者の記憶も薄れてきたこともあったのでしょうか、しだいに「史談」よりも「史料」が重視されるようになり、それをもとに各種の歴史の編纂が行われるようになりました。



【史談会速記録】

「征韓論之嚆矢」
(毛利家文庫75維新記事雑録204)

征韓論を建白した外務省の久留米藩士佐田白茅(はくぼう)が、征韓論への反対を政府に建言して割腹した横山安武(正太郎)について語った部分です。史談会で語ったものを、のちに毛利家が「侯爵毛利家編輯所」の罫紙に筆写しています。



【温知会速記録】

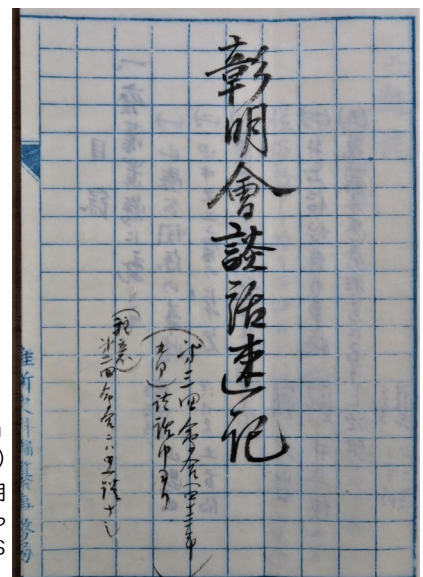
「温知会公演速記録 (1) 維新史料編纂会速記録」(毛利家文庫76速記類56(15の1))

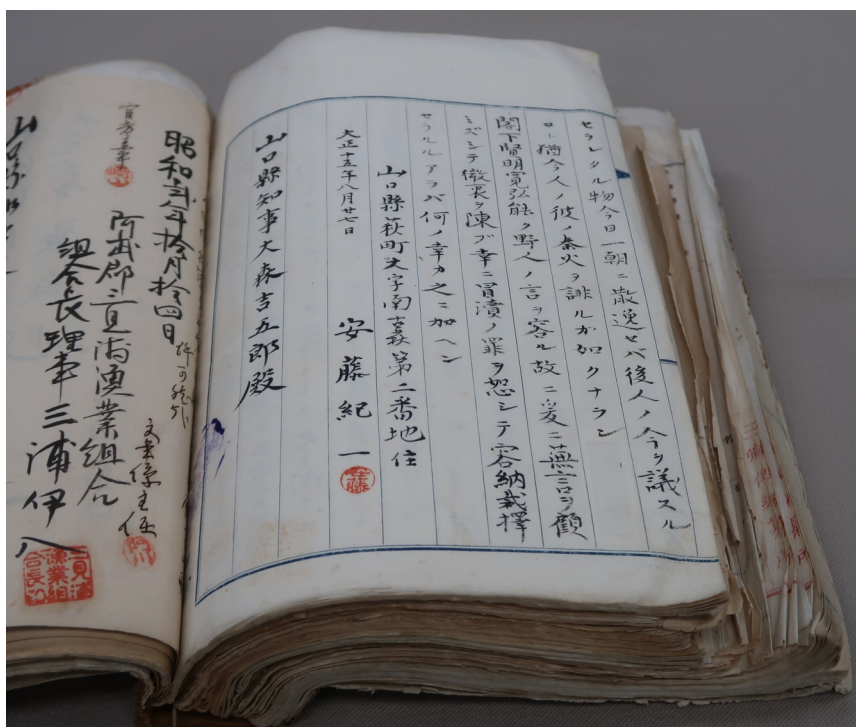
温知会から寄贈された講演速記録を、維新史料編纂会が編集し刊行したもの。写真は第1号で、井上馨が維新史編纂について語ったもの。

【彰明会談話速記】

「彰明会ニ於ケル廢藩置縣ニ関スル元老談話」
(毛利家文庫76速記類69)

維新史料編纂会の前身となった彰明会において、明治43年の会合で元老たちが廢藩置縣について語ったもの。「維新史料編纂事務局」の用紙が使われており、その発足後に筆写されたものと思われます。





安藤紀一「旧郡衙記録保存之件建議」(県庁戦前A454「旧記録一件」収録)



25

ツナグ・ノコス ⑤

安藤紀一と郡役所文書の保存

《明治～大正期の郡役所》

明治～大正期、県と町村の間には行政区画として「郡」が置かれ、各郡に郡役所が設置されました。明治11年(1878)7月の郡区町村編成法がそのはじまりで、山口県では明治12年1月、県内に11の郡役所が設置されました。県令が郡長を任命し、のちには郡会も置かれます。郡役所には庶務・財務・兵事・学務・勸業などの係があり、町村の指導監督を行いました。時代とともに役割は低下し、大正12年(1923)に郡制廃止、同15年7月に郡役所も廃止されました。郡役所の活動は50年に満たない短いものでした。

《郡役所の廃止と郡役所文書》

郡役所廃止時、各郡役所には、合計3万点もの文書が保存されていました。

郡役所廃止に先だち、6月、県は各郡へ職員を派遣して事務引継ぎを行い、文書の引継ぎも実施しました。しかし、文書の保存・廃棄基準は明確ではなく、選別作業は事務引継ぎとあわせ平均1.5日と

いう短い間に行うものでした。文書は一括して県へ引き継ぎ、その後の処置判断は県に任せるというのが実態でした。郡によってはこの引継ぎ作業以前、すでに大規模な文書廃棄を実施したところもありました。

群馬県では、県庁に引き継いだ旧郡役所文書保存のため収蔵庫を建築しましたが、山口県は計画のみで収蔵庫は新築されていません。県庁に引き継がれた旧郡役所文書は、県庁の用度品倉庫や廊下に置かれる状態であったといえます。

《安藤紀一の危惧》

こうしたなか、大正15年8月、県知事に宛てて、郡役所文書保存の重要性を訴える建議書「旧郡衙記録保存之件建議」を提出したのが萩町の安藤紀一です。この建議書は、山口県において公文書の保存を要望した最初のケースでした。

郡役所には、郡役所業務に関わる文書以外に、旧藩時代の代官所(勘場)や明治前期の大区扱所の文書も引き継がれていました。安藤は、郡役所廃止により、



安藤紀一

*『安藤紀一先生小伝』
(滝口明城104)より引用

慶応元年(1865)、萩に生まれた安藤は、県師範学校卒業後、萩明倫小学校訓導・校長、県立萩中学校教諭を務め、大正7～昭和2年『阿武郡誌』、昭和6～9年『吉田松陰全集』の編纂委員を務めます。昭和9年萩市から教育上の特別功労者として表彰。同10年7月死去、71才。学者、教育者、郷土史家として名高く、特に漢学・国学に造詣が深かった安藤は、萩文教界に輝いた最後の巨星とも評されます。

これら一切が散逸することを危惧していました。まず安藤は、萩の阿武郡役所を訪れ今後の対応を尋ねています。郡長から文書は県で一括保存されると聞きひとまず安心した安藤でしたが、のち県南部の郡役所で大量の文書が古紙回収業者に払い下げられたという話を聞きます。安藤は、心配が杞憂に終わらなかったこと、そのような事態が起きる前に県へ提言しなかったことを悔い、自分の考えを伝えるべく建議書を提出したのです。

《建議書の内容》

建議書冒頭で安藤は、郡役所に保存されている文書は「地方百般ノ史料」「温故知心ノ材料」であり、地域の産業・衛生・教育等の発展のため、一国の文明向上のため必要なものと高く評価し、当座には使わないものだからとか、虫喰いがあるといった「薄弱ナル理由」で廃棄してはいけなく強く誠めています。その上で、①旧郡役所保存文書のうち、古記録や非現用となった文書は現地で保存すること、②それらを分類整理すること、③文書は一般公開し、場合によっては各地の図書館に保存を委託すること、を提言しています。安藤は、旧郡役所文書は地域の財産であり、地域に残して地域で活用すべきとの思いを強くもっていたのです。

安藤は、今回、郡役所廃止に伴う文書の保存に関し世の歴史家や政府・府県の担当者はどのような対策を講じようとしたのか？と問い、この問題に関する世間の関心の低さを批判します。そして、郡役所廃止に伴い多くの文書が失われるならば、我々は後世の人々から、秦の焚書坑儒のごとく、大きな批判に晒されるだろうと警鐘を鳴らすのです。

安藤はアーカイブズの設置を求めたわけではありません。

しかし、郡役所廃止を契機に、非現用となった文書を保存し公開するというアーカイブズの機能を地域に確保して欲しいという注目すべき主張を行っているのです。

《その後の郡役所文書》

安藤の建議に対し県は、「引き継いだ旧郡役所文書は県で永久保存する計画である」と回答するに止まり、安藤の提案を聞き入れることはありませんでした。

郡役所廃止時にあった約3万点の文書うち、県庁に引き継がれた量ははっきりしませんが、のちの一次選別で昭和14年までに約8800点、その後の二次選別で5400点にまで減りました。そして戦後昭和20年代末(1950年代)にはほとんどが廃棄され、現在、当館に963点が残るのみです(すべて国の重要文化財に指定されています)。

郡役所文書の歴史を振り返ると、役所の廃止直後よりも、その後の過程で文書の多くが廃棄されることがわかります。平成の大合併を経た旧市町村役場文書の保存を考える上で、とても示唆的です。

*建議書全文は山崎一郎「安藤紀一『旧郡衙記録保存之件建議』—大正15年の郡役所廃止時における文書保存の要望書—」(『山口県文書館研究紀要』第33号)で翻刻しています。研究紀要はウェブサイトで見ることができます。



都濃郡役所の事務室風景(左)と書庫内部(右)を写した貴重な写真

(「都濃郡役所記念写真帳」山本家文書 9 * 当館ウェブサイトで見ることができます)



26

ツナグ・ノコス ⑥

〈左〉「県政事務功程」(戦前A総務95-101) 〈右〉「長官事務引継書」(県庁文書)

記録による県政のリレー

情報を「アツメ・シメシ・イカシ・ツナグ」、中央集権体制下、政府の意向に規定されながらも、「一地方自治体」として、山口県がどのようなあり方を目指していたのか。県政のリレーで「襷やバトン」の役割を果たした資料群の概要を紹介することになります。

《「県政事務功程」》

県庁の機構がシステムティックに機能しはじめたのは明治20年前後と思われます。明治20年代になると、県庁の部課ごとに、年始にあたって、その担当職掌における、前年の事務概要総括と新年のビジョンや計画をそれぞれとりまとめ、知事に呈上するようになります。そのために編制されたのが「県政事務功程」です。明治21年(1888)から32年まで、原保太郎・大浦兼武・安楽兼道・秋山恕卿、各知事の県政を概観できます(戦前A総務95-101)。近代国家日本が迎えた最初の対外戦争である日清戦争下の県政の概要をものがたる資料群です。

《「郡市長集会」の記録》

郡市長集会は、明治26年以降、年二回開催されることになっていました。中央での地方長官会議で表明された国政方針を受けて、知事から郡長・市長に向けて発せられた、県政の基本方針に基づいた指示事項の全容がわかります。簿冊名称はまちまちですが、明治30年代後半以降および大正期の記録が残されています(戦前A総務801-811、総務追加11)。日露戦争以降の国力充実を意図した地方改良に関する施策の概要を把握できます。政策実現に向けた参考資料作成の前提として、各種調査が県内各地で実施されます。郡市町村からの調査報告にはそれらの調査結果も含まれており、当時の県下の実相が記録された貴重な資料群です。政府から通達のあった訓示や注意事項が、重点施策として郡市町村レベルにまで確実に伝達されたことがわかります。県独自のアレンジも見受けられますが、「上意下達」の揺るぎない中央集権体制のシステムの完成された姿がそこには現れています。



「長官会議参考資料」
(戦前A総務115)

昭和14年5月に東京で開催された全国長官会議に提出された資料です。「国民貯蓄奨励」「支那事変に対応した機構改革」「軍事後援事業」「工業統制」「軍都光の建設」「小月飛行場建設」「錦川利水」「防空」「思想統制」。戦時体制構築に向けた県政の実態が細部にいたるまで記録されています。

《「長官更迭事務引継書」》

長官(知事)交代時、県政の現状や課題をとりまとめ、次期長官への申し送りのために作成された記録です。

明治期に関しては、県令関口隆吉から原保太郎への引継に際して作成されたもののみが保存されています。そして、簿冊名称に多少の差異はあるものの、大正11年(1922)の橋本正治知事着任以降は、終戦直後の岡本茂知事着任時までの「引継書」が残されており、大正後半以降の戦前の県政の展開を俯瞰できる資料群です。各知事在任時の県政の重点事項や懸案事項が記録されています。それぞれの時代の雰囲気の色濃く反映して、「経済更正運動の推進、副業奨励、軍事態勢の強化、思想統制」に連なる施策のほか、「道路・港湾などのインフラ整備、農地や工業用地の創出に向けた干拓事業、利水事業(錦川や木屋川などの河川総合開発・河水統制)」など、山口県独自の重点的な取組についても確認することができます。こうした施策の推進に向けて編成された「協議会・懇談会・調査会・委員会」の設立趣意書や規程なども含まれています。

知事と議会の対立が激化していた時期もあったのですが、「引継書」の字面からはそうした紛糾の様子をうかがうことはできません。戦前期の山口県の目玉施策であった県営電気事業推進にともなう疑獄事件についても触れられていません。基本的には、県政の実態と課題が淡々と記録されていますので、実情を総合的に把握するためには県会議事録など別の資料を参照する必要があります。

なお、昭和14年(1939)5月の武井群嗣知事着任時の「引継書」は残されていませんが、昭和14年5月開催の全国長官会議に向けて作成された「長官会議参考資料」(戦前A総務115)により前任の戸塚九一郎知事時代の県政の詳細を知ることができます。山口県下における戦時体制構築の実態を雄弁に物語る貴重な情報が多数含まれています。

「引継書」の空白期間における県政の実相は、先に掲げた「県政事務工程」や「郡市長集会」関連資料によりおおよその流れを補完できます。

〈長官更迭にともなう「引継書」〉

- 関口隆吉→原保太郎(戦前A総務90、91)
- 中川望→橋本正治(戦前B540-1)
- 橋本正治→三松武夫(戦前B540-2)
- 三松武夫→大森吉五郎(戦前B540-3)
- 大森吉五郎→黒崎真也(戦前B540-4)
- 黒崎真也→平井三男(戦前B541)
- 岡田周蔵→菊山嘉男(戦前B542)
- 菊山嘉男→戸塚九一郎(戦前A総務106)
- 武井群嗣→佐々木芳遠(戦前A総務107)
- 佐々木芳遠→熊谷憲一(戦前B544)
- 熊谷憲一→上田誠一(戦前B545)
- 上田誠一→岡本茂(戦前A総務追加27)

《「県会議事録」》

厳密には、県政の展開を直接示すものではありませんが、原則として、県会の議決承認を得た予算に基づいて県政は展開することになりますので、県政を概観するうえでは、欠くことのできない貴重な資料と言えます。

県により公刊された『県会史』がオフィシャルな記録であり、大正初期以降、これまでに数冊が刊行されています。明治12年以降開会されたすべての県会について、「議会の種別・会期・提出議案・議事録」などが掲載されています。各議会開催時期の在職議員や参与員についても知ることができます。

これらの『県会史』制作の原史料が当館所蔵の「県会事務局文書」です。「議案説明書」「議事録」「議事日誌」「会議録」「速記録」など、さまざまな名称で保存されています。『県会史』編纂時のものと思われる、鉛筆や万年筆による書き込みがところどころに残されています。編纂時に削除された部分があることにも気がつきます。ただし、それは、時候の挨拶や、議事進行上の「ト書き」的な発言、野次や感情的な発言であり、議論の趣旨をゆがめるものではありません。しかし、『県会史』は編纂された二次的な記録ですので、その編纂時点において、何かしらの意図が反映されてしまうことは否めないところです。

議場を包み込んでいた緊迫感や臨場感により、議事内容について、一層の理解が深められる場合があります。県会会期中の新聞には、連日、出席者の発言(演説・質問・答弁)に加え、議場空間を取り囲む傍聴席の様子も詳しく報道されています。さらに、議会開会前や休会中の、議員宿泊先への関係者の出入り、開催された懇親会や出席者など、議会をとりまく人間模様までも理解できます。

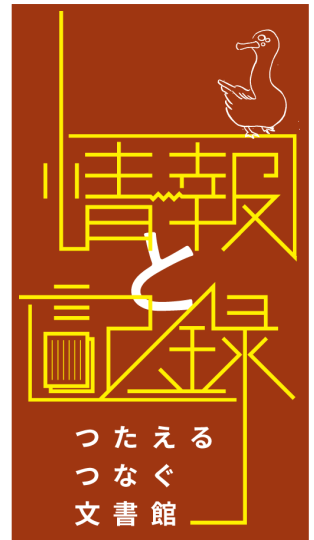
数種類の記録を組み合わせ、複眼的にものごとを見つめることが肝要であることを改めて認識できます。

〈戦前期の『県会史』〉

- 明治12年から明治41年 『山口県会史』上・下、『山口県会史附属表』(大正元年刊行)〔片山家文書1-3ほか〕
- 明治42年から大正10年 『山口県会史続編』上・下(大正15年刊行)〔吉崎家文書433、434〕
- 大正10年から昭和5年『山口県会史』(昭和33年刊行)〔清水家文書1〕
- 昭和6年から昭和15年『山口県会史』(昭和42年刊行)〔橋本正之文書353〕
- 昭和16年から昭和21年『山口県会史』(昭和46年)〔橋本正之文庫352〕



旧文書館(現春日山庁舎・山口博物館隣)書庫内の毛利家文庫



27

ツナグ・ノコス ⑦

毛利家文庫と山口県文書館

《毛利家文庫と山口県文書館》

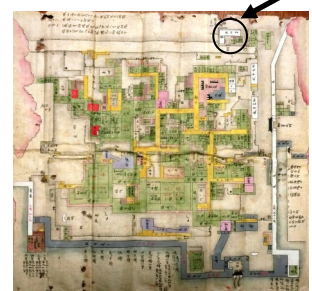
昭和27年(1952)、旧萩藩主であり近代には公爵家であった毛利家から、毛利家文庫 5 万点が山口県に寄託されました。毛利家文庫は、東京の毛利邸(芝高輪南町)で明治16年(1883)から昭和22年まで続いた修史事業(家史編纂事業)に用いられた文書群です。戦後、事業中止を決めた毛利家は、毛利家文庫をひろく学術研究のために利用してもらいたいという考えから、県への寄託を決めました。

毛利家文庫は、県立山口図書館に移管されます。館長鈴木賢祐(すずきまさち)を中心とする図書館員は、その活用方法を検討する中で、当時の日本にはまだなじみの少ない「アーカイブズ」という機関が諸外国にあることを学びます。そして、山口県にアーカイブズ＝文書館を設置するよう知事に提言し、実現したのです。日本最初の文書館が山口県に設置されるきっかけとなったもの、それが毛利家文庫という存在でした。

《毛利家文庫の性格》

毛利家文庫といえば、①萩藩の藩庁文書群というイメージが強いでしょう。しかしこれ以外に、②毛利家の家文書、③明治初期の山口県庁文書、④諸家文書(寄贈・購入)や、⑤明治～昭和期の修史事業で収集・筆写された史料、⑥修史事業担当部署(記録課等)の事務文書、などを含む複合的な構造をもっています。

毛利家は、明治16年、旧藩時代の大量の文書群(当初は主に①②)を山口から東京の毛利邸に移送し、それまで山口で行っていた修史事業を東京で行います。これが毛利家文庫のはじまりです。以後、事業過程で収集・筆写した資料、山口県庁から引き継いだ旧藩～明治初期の文書、旧家臣の文書(寄贈・購入による)などを加え、その量を拡大していきました。毛利家文庫は純粋な藩庁文書群ではなく、近代の修史事業の過程で形成された文書群という性格を強くもっているのです。



萩城御宝蔵
(正徳元年以降の場所)

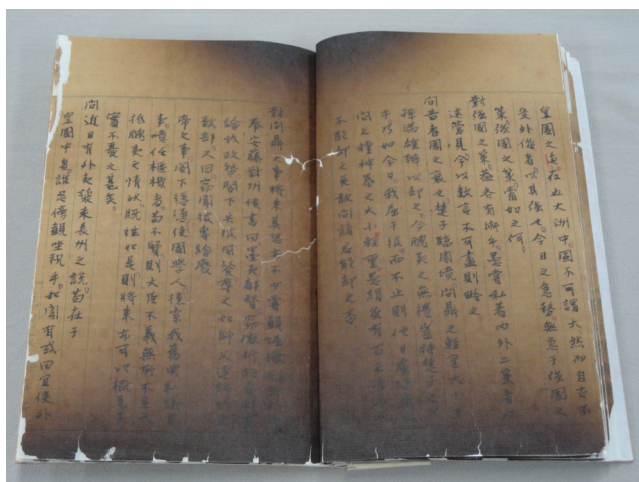
萩城内の御宝蔵は、藩主毛利家の御道具類、家伝の文書記録、御仕置銀・撫育銀、藩の重要記録、そして密用方の文書記録を保管していた「貴重庫」でした。蔵は寛文元年(1661)頃に二の丸に置かれ、その後同4年に本丸西側に移設、さらに正徳元年(1711)に本丸御殿北側に新設され、幕末にいたります。現在の萩城跡、指月山神社下あたりと推測されます。

《毛利家文庫の利用》

近代の毛利家文庫は、外部からの問い合わせに利用されることがありました。具体的には、①明治10～20年代の明治政府の各種調査事業、②明治末～昭和戦前期の維新史料編纂会による利用、③山口県からの問い合わせ、④贈位候補者の調査(県市町村)、⑤旧士族からの復禄申請証明、⑥郷土誌編纂での利用などです。近代の毛利家文庫は、行政や諸機関、個人、地域社会から、貴重な歴史情報資源を含む文書群として認識され、現在と比べ制限はあるものの、社会的に利用される存在でした。昭和戦後、毛利家が県への寄託を決めたのも、こうした前史をふまえてのことだったでしょう。

《生き延びた毛利家文庫》

東京で約70年を過ごした毛利家文庫ですが、その日々は決して平穏だったわけではありません。特に、大正12年(1923)の関東大震災、昭和20年の東京への大空襲は、自らの存在を失いかねない大きな危機でした。関東大震災では、毛利邸および毛利家文庫は幸いにも甚大な被害を受けることはありませんでした。しかし、当時維新史料編纂会に貸し出していた2冊の記録が、焼失寸前の被害を受けました。この2冊は同会により修理がなされ、現在も毛利家文庫に残っています。焼け跡も痛々しいその文書は、無事だった毛利家文庫も一歩間違えば同様の被害をうける可能性があったことを物語ります。毛利家では、震災後、鉄筋コンクリート造りの頑丈な書庫を新設します。東京への大空襲でも、毛利邸は奇跡的に被害を免れましたが、その周囲は焼け野原になったといえます。毛利家文庫は、災害・戦災を奇跡的にくぐり抜け、いま多くの歴史情報を伝えてくれているのです。



関東大震災で被災し修理された毛利家文庫の「因対問答」(75維新記事雑録30)。焼け跡が痛々しい。

《密用方・御宝蔵と毛利家文庫》

毛利家文庫に残る萩藩の藩庁文書には、当職所や郡奉行所をはじめ、さまざまな役所のものがありますが、なかでも注目されるのが密用方の文書です。密用方は、7代藩主重就の時代、安永3年(1774)に設置されました。当初は重就の直命を受け、先例調査や記録編纂を担当しました。それは単なる文化事業ではなく、長府藩主から萩藩主となった重就にとって、藩内での政治力・求心力を高める意味をもつものでした。重就死後の密用方は、藩主個人のためというより、藩全体にとって必要な先例調査や記録編纂を行う役所へと変わっていきます。密用方は、重就時代に認められた先例により、必要であれば他役所の文書記録を閲覧したり、借り出すことができました。また、萩城内の貴重庫・御宝蔵内に保存されている文書を調査、利用することを許されており、加えて密用方自身の文書も御宝蔵で保存しています。御宝蔵を密用方の書庫として利用できたのです。密用方が用いていた文書記録の分類項目は、近代の毛利家文庫の分類にも採用されています。密用方が作成した記録、他役所から借り受けて書き写した記録(例えば分限帳)など、密用方が作成し管理していた文書記録が多数毛利家文庫に残っています。毛利家文庫の前史は密用方にあったともいえるのです。



関東大震災後、昭和3年に新築された鉄筋コンクリート造りの毛利家文庫書庫(小山良昌氏「公爵毛利家時代の写真群」『山口県地方史研究』101号より引用)